

## 東京都メディカルコントロール協議会専門委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都メディカルコントロール協議会設置要綱第9条第6項の規定に基づき、東京都メディカルコントロール協議会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の運営に関する事項について定めるものとする。

(専門委員会の設置)

第2条 東京都メディカルコントロール協議会（以下「協議会」という。）に、次の専門委員会を設置する。

- (1) 事後検証委員会
- (2) 指示指導医委員会
- (3) 救急処置基準委員会
- (4) 救急隊員の教育に関する委員会

2 事後検証委員会は、救急業務に対する医学的観点並びに消防法第35条の5に規定する傷病者の搬送及び受入れの実施に係る基準（以下「実施基準」という。）からの検証に関することを協議する。

3 指示指導医委員会は、救急活動を行う救急救命士に対する指示体制並びに救急隊員に対する指導及び助言体制に関することを協議する。

4 救急処置基準委員会は、救急処置基準及び実施基準の策定等に関することを協議する。

5 救急隊員の教育に関する委員会は、救急隊員に対する教育及び必要とされる救急救命処置の技能認定に関することを協議する。

(委員長の指名等)

第3条 各専門委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、当該専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）の中から協議会会長（以下「会長」という。）が指名する。

2 委員長は、再任されることができる。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 事後検証委員会は四半期毎、指示指導医委員会は年1回、その他の専門委員会は委員長が会長と協議の上招集する。

2 各委員長は、必要かつ緊急性があると認めるときは、臨時に当該専門委員会を招集することができる。

(会議等の公開)

第5条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）並びに会議に係る資料及び会議録は、公開とする。ただし、出席専門委員の発議により、出席専門委

員の過半数で決したときは、公開しないことができる。

(報告)

第6条 委員長は招集の都度、協議結果を会長に報告する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会長の承認を得て、専門委員会に当該専門委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第8条 委員長は、円滑な協議の推進に資するため、会長の承認を得て、ワーキンググループを設置することができる。

2 前条の規定は、前項のワーキンググループにおいて準用する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成21年10月30日から施行する。

2 東京都メディカルコントロール協議会専門委員会の運営に係る要綱（平成18年7月19日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

3 旧要綱により設置された東京都メディカルコントロール協議会専門委員会における各専門委員会の所掌事務に関するものは、この要綱により設置される同名の各専門委員会が承継する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。